

とっとり住まいの支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第20130019294号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 略 (定義) 第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 木造住宅 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<u>第1条</u>第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅（付属する木塀及び門を含む。）をいう。</p> <p>ア 居室、台所、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること。</p> <p>イ 建築主（建売住宅の場合は購入者）自らの居住の本拠として、鳥取県内に新たに建設される住宅であること。</p> <p>ウ 県内事業者がその建設工事を施工したものであること。</p> <p>エ 補助の対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p><u>(8) 住民票 市町村長が交付する世帯全員の氏名、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、当該市町村の住民となった年月日、住所及びその住所を定めた年月日並びに当該市町村に転居する前の住所（ただし、三世帯同居等世帯に該当する場合で、当該市町村の区域内において新たに住所を変更した者は、その直前の住所を含む。）が記載された住民票の写しをいう。</u></p> <p><u>(9) 子育て世帯等</u> 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。</p> <p>ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>者（以下「子供」という。）</u>を養育する世帯</p> <p>イ <u>婚姻後10年以内の夫婦（以下「夫婦」という。）を含む世帯</u></p> <p><u>(10) 近居 同一小学校区内に居住すること（工事に伴う一時的なものを除</u></p>	<p>第1条～第2条 略 (定義) 第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 木造住宅 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<u>第2条</u>第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅（付属する木塀及び門を含む。）をいう。</p> <p>ア 居室、台所、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること。</p> <p>イ 建築主（建売住宅の場合は購入者）自らの居住の本拠として、鳥取県内に新たに建設される住宅であること。</p> <p>ウ 県内事業者がその建設工事を施工したものであること。</p> <p>エ 補助の対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p><u>(8) 子育て世帯等</u> 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。</p> <p>ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>者</u>を養育する世帯</p> <p>イ <u>婚姻（住民票の写し（以下「住民票」という。）の続柄により事実婚であることを確認できるものを含む。）後10年以内の世帯</u></p> <p><u>(9) 近居 同一小学校区内に居住すること。</u></p>

く)。

(11) 同居 同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住すること(工事に伴う一時的なものを除く。)。

(12) 三世代 子供を含む直系三世代以上又は夫婦とその直系尊属をいう。

(13) 三世代同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯(申請日時点で三世代が同居(アの場合は近居を含む。))している場合を除く。をいう。

ア 直系尊属の世帯と新たに近居する子育て世帯等

イ 直系尊属の世帯と新たに同居する子育て世帯等

ウ 直系卑属の子育て世帯等と新たに同居する世帯

(14) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法又は伝統構法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅で、表1の左欄に掲げる伝統技能を使用し、同表の中欄の要件を満たす伝統技能の同表の右欄のポイント数の合計が4ポイント以上になるものをいう。

表1 略

(15) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア 構造材若しくは下地材に県産材を0.3立方メートル以上使用するもの又は県産内外装材を見付面積で1平方メートル以上仕上げるものであること。

イ 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分をいう。)に係る工事(当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀、門等に係るものを含む。)であること。

ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること。

エ 環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金(平成17年鳥取県条例第10号)の交付決定を受けた住宅(同日前に第5条第1項の登録を受けた住宅の購入に係るものを除く。)及び本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する額の確定通知の日から10年以上が経過していること(車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもので、表3の左欄の(1)の助成のみを受ける場合を除く。)

(10) 同居 同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住すること。

(11) 三世代同居等世帯 申請日時点で直系親族の世帯と近居(新たに同居する場合を除く。)又は同居のいずれも該当しない世帯で、次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯をいう。

ア 直系親族の世帯と新たに近居する子育て世帯等

イ 直系親族の世帯と新たに同居する子育て世帯等

ウ 直系親族の子育て世帯等と新たに同居する世帯

(12) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法又は伝統構法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅で、表1の左欄に掲げる伝統技能を使用し、同表の中欄の要件を満たす伝統技能の同表の右欄のポイント数の合計が4ポイント以上になるものをいう。

表1 略

(13) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア 構造材若しくは下地材に県産材を0.3立方メートル以上使用するもの又は県産内外装材を見付面積で1平方メートル以上仕上げるものであること。

イ 自ら居住(改修後に居住する場合を含む。)し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分をいう。)に係る工事(当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置、木塀、門等に係るものを含む。)であること。

ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること。

エ 環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金(平成17年鳥取県条例第10号)の交付決定を受けた住宅(同日前に第5条第1項の登録を受けた住宅の購入に係るものを除く。)及び本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する額の確定通知の日から10年以上が経過していること(車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもので、表3の左欄の(1)の助成のみを受ける場合を除く。)

オ 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

(16) 伝統技能活用改修 県産材活用改修の場合で、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア 建築大工技能（県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、はり等の構造材の見付面積を除く。）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7平方メートル以上のものに限る。）

イ 左官仕上げ（面積7平方メートル以上の壁面を、外壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗その他こて塗仕上げ、内壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他こて塗仕上げとするものに限る。）

ウ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積3平方メートル以上使用するものに限る。）

(17) とっとり健康省エネ住宅 とっとり健康省エネ住宅認定制度要綱（令和2年5月18日付第202000037945号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第10条第1項の規定による認定を受けた住宅をいう。

(18) 性能区分 認定要綱第2条第1項第5号の規定による性能区分のT-G1、T-G2及びT-G3をいう。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで前条第3号に掲げる要件を満たしているものに限る。）

(2) 県産材活用改修を行う者（前号に該当する者を除く。）

2 略

（建売住宅の登録）

第5条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 配置図及び平面図

オ 補助対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。

(14) 伝統技能活用改修 県産材活用改修の場合で、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア 建築大工技能（県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、はり等の構造材の見付面積を除く。）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7平方メートル以上のものに限る。）

イ 左官仕上げ（面積7平方メートル以上の壁面を、外壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗その他こて塗仕上げ、内壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他こて塗仕上げとするものに限る。）

ウ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積3平方メートル以上使用するものに限る。）

(15) とっとり健康省エネ住宅 とっとり健康省エネ住宅認定制度要綱（令和2年5月18日付第202000037945号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第10条第1項の規定による認定を受けた住宅をいう。

(16) 性能区分 認定要綱第2条第1項第5号の規定による性能区分のT-G1、T-G2及びT-G3をいう。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで第3条第3号に掲げる要件を満たしているものに限る。）

(2) 県産材活用改修を行う者（前号に該当する者を除く。）

2 略

（建売住宅の登録）

第5条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取図、配置図及び平面図

(2) とっとり住まいる支援事業建売住宅事業計画書（様式第2号）

(3) その他所管事務所長が必要と認める書類

3～4 略

第6条～第8条 略

（交付申請の時期等）

第9条 略

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 配置図（ただし、県産材活用改修の場合で、車庫、物置、木塀、門等に係る工事又は増改築を伴わないときは、この限りでない。）

(2) 平面図（県産材活用改修の場合は、改修部分の図面に改修内容を明示したもの。以下同じ。）

(3) 建設工事が完了している登録住宅を購入した場合は、第12条第2項各号に定める書類

(4) 県産材活用改修の場合は工事契約書の写し

(5) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 登録住宅を購入する場合は、前項第1号及び第2号の書類を省略することができる。

4 第2項第3号に該当する場合は、第1項の申請をもって第12条第1項の報告があつたものとみなす。

第10条～第11条 略

（実績報告の時期等）

第12条 略

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 検査済証の写し（建築確認が不要の場合は建築工事届の写し）又は現場

(2) 確認済証の写し（当該住宅の建設にあたり建築確認を受ける必要がない場合は、工事届の写し）

(3) とっとり住まいる支援事業建売住宅事業計画書（様式第2号）

(4) その他所管事務所長が必要と認める書類

3～4 略

第6条～第8条 略

（交付申請の時期等）

第9条 略

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 付近見取図、配置図及び平面図（ただし、登録住宅を購入する場合は、この限りではない。）

(2) 確認済証の写し（建築確認を受ける必要がない場合は建築工事届の写し。ただし、登録住宅を購入するときは、この限りではない。）

(3) 建設工事が完了している登録住宅を購入した場合は、第12条第2項各号に定める書類

(4) 県産材活用改修の場合は工事契約書の写し

(5) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 前項第3号に該当する場合は、第1項の申請をもって第12条第1項の報告があつたものとみなす。

第10条～第11条 略

（実績報告の時期等）

第12条 略

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 検査済証の写し（建築確認を要する場合は限る。）又は現場審査に関する

<p>審査に関する通知書（竣工時）の写し（独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けた場合に限る。）</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 子育て世帯等の場合は、交付決定住宅に転居後の世帯全員の住民票（ただし、第3条第9号のアに該当しない場合は、当該住民票及び<u>戸籍謄本又は戸籍抄本</u>）</p> <p>(11) 三世同居等世帯の場合は、交付決定住宅に転居後の同居又は近居の対象となる直系親族世帯全員の<u>住民票（ただし、同居又は近居の対象となる直系親族と姓が異なるときは、当該住民票及び申請者の戸籍謄本等の直系親族とわかる書類）</u></p> <p>(12)～(13) 略</p> <p><u>(14) 第5条第1項の規定による登録申請又は第9条第1項の規定による交付申請で提出した配置図又は平面図に変更があった場合は、その書類</u></p> <p><u>(15) その他所管事務所長が必要と認める書類</u></p> <p>3 所管事務所長は、独立行政法人住宅金融支援機構の融資に係る証明において必要な場合は、前項第10号及び第11号の住民票並びに同項第15号の書類について、事前提出を求めることができる。この場合において、住民票は、交付決定住宅に転居前のものでよい。</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の報告は、<u>様式第10号</u>によるものとする。</p> <p>第14条～第16条 略</p>	<p>通知書（竣工時）の写し（独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けた場合に限る。）</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 子育て世帯等の場合は、交付決定住宅に転居後の世帯全員の住民票（ただし、第3条第8号のアに該当しない場合は、当該住民票及び<u>戸籍謄本、戸籍抄本又は誓約書（様式第10号）</u>）</p> <p>(11) 三世同居等世帯の場合は、交付決定住宅に転居後の同居又は近居の対象となる直系親族世帯全員の<u>住民票</u></p> <p>(12)～(13) 略</p> <p><u>(14) その他所管事務所長が必要と認める書類</u></p> <p>3 所管事務所長は、独立行政法人住宅金融支援機構の融資に係る証明において必要な場合は、前項第10号及び第11号の住民票並びに同項第14号の書類について、事前提出を求めることができる。この場合において、住民票は、交付決定住宅に転居前のものでよい。</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の報告は、<u>様式第11号</u>によるものとする。</p> <p>第14条～第16条 略</p>
---	--

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月30日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。